

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>株式会社海外需要開拓支援機構（以下「クールジャパン機構」という。）は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務（例えば、コンテンツ、衣食住関連商品、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等）の海外における需要を開拓するため資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的として、株式会社海外需要開拓支援機構法（以下「クールジャパン機構法」という。）により設立された株式会社である。</p> <p>クールジャパン機構の設立により、全国各地の生活文化や伝統文化を活かした商材の開発・発掘や海外販路拡大が促進され、地域企業成長や地域活性化に繋がる期待が大きく、実際これまで、200億円超の地域案件支援を実施してきている。</p> <p>さらに、「未来投資戦略2017（平成29年6月9日）」では、「コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。」とされており、また、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」においても、「官民ファンド（中略）により、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施」することとされ、実行主体としてクールジャパン機構が位置づけられるなど、地域活性化に向けた機構への期待は大きい。</p> <p>クールジャパン機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となるが、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>クールジャパン機構について、平成30年4月1日から平成46年3月31日（クールジャパン機構法第26条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p>	
関係条文	地方税法第72条の12第1項第1号ロ	
減収見込額	<p>[初年度] ▲576 (一) [平年度] ▲576 (一)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 クールジャパン機構がその業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置）を講じることにより、クールジャパン機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
	政策の達成目標	① 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	クールジャパン機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間 (平成 46 年 3 月 31 日)
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	これまで累計 24 件、総額 508 億円の出融資等を支援決定・公表 (平成 29 年 7 月 31 日現在)。
有効性	要望の措置の適用見込み	初年度は 576 百万円の見込み。 (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 1,172 億円×税率 0.5%=586 百万円 ② 特例措置適用後 資本金額 20 億円×税率 0.5%= 10 百万円 ③ ①-②=576 百万円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	クールジャパン機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、クールジャパン機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することがクールジャパン機構の業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「政策の達成目標」の達成に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 30 年度財政投融资計画 産業投資 250 億円 (※要求中)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	クールジャパン機構の資本金等の額に、上記産業投資予算額が加算されて課税標準になる。
	要望の措置の妥当性	本措置を講じることにより、クールジャパン機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当するよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、類似の官民ファンドである(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	当該措置を行うことによって、減税分の予算が投資に回ることになり、予算をより効率よく利用することができる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし